東郷町都市緑化推進事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　東郷町都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、東郷町補助金等交付規則（昭和５６年東郷町規則第２号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　緑化施設　植栽及びその他の緑化のための施設並びにこれらに附属して設けられている園路、土留その他の施設をいう。

　⑵　緑化面積　敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則（昭和４９年建設省令第１号）第９条第１号並びに第２号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。

　⑶　樹木等　樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。

　（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

　⑴　緑の街並み推進事業　町内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落において、民有地の建物又は敷地（以下「敷地等」という。）の緑化を進める事業、並びに民有の既存樹林地を広く開放するために園路整備等を行う既存民有樹林地活用型事業で次の要件を満たすもの

　　ア　緑化面積が概ね５０平方メートル以上であること。ただし、生垣の場合は、延長１５メートル以上であること（生垣の延長は、樹木等の両端の幹から幹までの長さとする。）。

　　イ　緑化施設評価表及び既存民有樹林地活用事業評価表（別表第１）による基準を満たすものであること。

　　ウ　緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。

　　エ　設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの取決めがなされている場合は、この限りでない。

　　オ　申請者が緑化する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

　　カ　プランターその他移動可能なものを使用していないこと。

　⑵　住民参加緑づくり事業　住民団体等が町内の公有地において住民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動又は体験学習や都市緑化の普及啓発を実施する事業で、次の要件を満たすもの

　　ア　参加者が延べ５０人以上であること。ただし、当該事業に講師の派遣をする場合は２０人以上であること。

　　イ　営利を主たる目的としないこと。

　　ウ　宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。

　　エ　授業料、参加料、入場料等を徴収する場合は、それらの額が社会通念上低廉であること。

　　オ　事業を実施する住民団体等（以下この項において「事業実施団体」という。）の構成員が自主的かつ主体的に取り組むこと。

　　カ　事業実施団体が補助金の交付目的に合致する活動実績又は計画を有していること。

　　キ　事業実施団体の規約、会則等において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者及び構成員の氏名並びに会計経理の方法が明記されていること。

　　ク　事業を実施する公有地の管理者の承諾を得ていること。

　　ケ　事業実施団体が事業により施工された緑化施設を適正に維持管理すること。

２　前項の事業は、第７条に規定する補助金の交付決定の通知日以後に着手し、かつ、第１１条に規定する日までに実績報告の手続が完了するものでなければならない。

３　国又は愛知県が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受ける事業は、対象としない。

　（補助対象者）

第４条　申請者は、前条の事業を行う予定であるものであって、町税の滞納をしていないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

　⑴　東郷町暴力団排除条例（平成２４年東郷町条例第２７号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

　⑵　暴力団員が役員となっているもの

　⑶　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表第２に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

２　前項の規定により算定した補助金の額が１０万円未満であるときは、これを交付しない。

３　補助金の交付対象経費には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、次に掲げる申請者にあっては、補助金の消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定することができる。

　⑴　個人事業者ではない個人

　⑵　消費税等の納税義務者とならない事業者

　⑶　消費税等の免税事業者

　⑷　消費税等の簡易課税事業者

　⑸　国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法（昭和６３年法律第１０８号）別表第３に掲げる法人

　⑹　国又は地方公共団体の一般会計である事業者

　⑺　課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

　（交付申請）

第６条　申請者は、事業に着手する前に、東郷町都市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第１（その１））に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　⑴　事業計画書（様式第１（その２））

　⑵　事業場所の位置図

　⑶　事業内容を表す図面、着手前写真等

　⑷　事業に要する経費の見積書

　⑸　敷地等の所有者の承諾書

　⑹　公有地の管理者の承諾書

　⑺　その他町長が必要と認める書類

　（交付決定及び通知）

第７条　町長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、東郷町都市緑化推進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第２）により申請者に通知するものとする。

　（事業内容の変更）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の決定を受けた後に事業の内容を変更しようとするときは、東郷町都市緑化推進事業変更承認申請書（様式第３）に事業の変更内容がわかる書類を添えて、あらかじめ町長に提出しなければならない。

　（変更の承認）

第９条　町長は、前条の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、東郷町都市緑化推進事業変更承認通知書（様式第４）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、第７条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

　（事業の廃止）

第１０条　補助事業者は、事業を廃止しようとするときは、東郷町都市緑化推進事業廃止届（様式第５）を遅滞なく町長に提出しなければならない。

　（実績報告）

第１１条　補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後３０日以内又は当該年度の３月２０日のいずれか早い日までに、東郷町都市緑化推進事業実績報告書（様式第６（その１））に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　⑴　事業報告書（様式第６（その２））

　⑵　事業に係る図面（平面図、緑化構造図等）

　⑶　事業着手前及び事業完了後の写真

　⑷　事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの

　⑸　その他町長が必要と認める書類

　（補助金交付額の確定）

第１２条　町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、東郷町都市緑化推進事業補助金確定通知書（様式第７）により通知するものとする。

２　前項において、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定の取消しを行うことができるものとする。

　（補助金の交付）

第１３条　前条第１項の規定により補助金の交付額の確定を受けた者は、速やかに東郷町都市緑化推進事業補助金請求書（様式第８）を、町長に提出しなければならない。

　（表示板の設置）

第１４条　補助金の交付を受けた者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により事業を実施した旨の表示板（様式第９）を事業施工箇所に設置しなければならない。

　（緑化施設の維持管理）

第１５条　補助金の交付を受けた者は、事業完了後適正な緑化施設の維持管理に努めなければならない。

　（交付決定の取消等）

第１６条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

　⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

　⑵　補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。

　⑶　補助事業により設置された緑化施設を破壊し、若しくは除去し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。

　⑷　補助金の交付決定を受けたものが、暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。

　（財産処分の制限）

第１７条　補助金の交付を受けた者は、当事業から取得した財産を、町長の承認を受けないで処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

　（補助金の返還）

第１８条　町長は、補助金の交付を受けた者が前項の規定による承認を受けて財産を処分したきは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。ただし、災害その他やむを得ない事由で町長が認めたときは、この限りでない。

　（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

　緑化施設評価表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 緑化事業 | 基　　準 | 要　　件 |
| 屋上緑化  壁面緑化  空地緑化  駐車場緑化 | 右記要件のいずれかを満たすこと。 | 道路から眺望できること。  不特定の人が立ち入って見ることができること。  管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること。 |
| 生垣設置 | 右記要件のすべてを満たすこと。 | 道路又は隣地沿いにあり、かつ、生垣の接道延長が３ｍ以上であること。 |

　既存民有樹林地活用事業評価表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既存民有樹林地活用事業 | 基　　準 | 要　　件 |
| 園路整備  柵  ベンチ  自然解説板  案内板 | 右記要件のいずれかを満たすこと。 | 道路から眺望できること。  不特定の人が立ち入って見ることができること。  管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること。 |

別表第２（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 対象経費 | 補助金交付額 |
| 緑の街並み推進事業 | ・緑化事業 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費用のうち、植栽、植栽基盤及び潅水施設に係る費用並びに生垣設置に係る工事費用。ただし、植栽については、植栽した固体の生育期間が２年を見込めないものは、対象としない。 ・既存民有樹林地活用型事業  園路整備、柵、ベンチ、自然解説版、案内板に係る費用 | １　補助金の交付額は、対象経費の２分の１の額とし、次の条件の範囲内とする。 ・緑化事業  　⑴　屋上緑化及び壁面緑化は、緑化面積に１㎡当たり３万円を乗じて得た額  　⑵　空地緑化は、緑化面積に１㎡当たり１．５万円を乗じて得た額  　⑶　駐車場緑化は、緑化面積に１㎡当たり２万円を乗じて得た額  　⑷　生垣設置は、生垣の延長に１ｍ当たり５千円を乗じて得た額  ・既存民有樹林地活用型事業  　　工事対象面積に１㎡あたり１万円を乗じて得た額を上限とする。  ２　補助金の交付額は、５００万円を上限とする。  ３　補助金の交付額が１０万円未満の場合は、交付しない。ただし、生垣設置については３万円未満の場合は、交付しない。 |
| 住民参加緑づくり事業 | 工事費、役務費、委託料、報償費、旅費、使用料、需用費等（講師派遣等の場合は、工事費及び役務費を除く。）。ただし、食糧費、交際費、接待費、団体運営費その他町長が補助事業の実施に必要ないと認める経費は、対象としない。 | １　補助金の交付額は、対象経費の１０分の１０の額とする。  ２　補助金の交付額は、３００万円を上限とする。  ３　補助金の交付額が１０万円未満の場合は、交付しない。  ４　住民団体等の活動に講師の派遣等をする事業にあっては補助金交付額の総額は１件当たり１７万円を上限とする。 |

　備考

　　１　住民参加緑づくり事業の工事費については、工事の完遂に当たり高度な専門知識、技能又は資格を必要とすること、危険な作業を伴うこと等により、一般住民による施工が困難なものを対象とする。

　　２　役務費については、工事費と同様に一般住民によることが困難なものを対象とする。

　　３　委託料については、工事費と同様に一般住民によることが困難なものを対象とする。